公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成24年８月６日　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成24年第４号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成24年８月６日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成22年２月９日ころから同年10月13日ころまでの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

山野伸也が、岡田直樹らと共謀の上、株式会社インタートラストの会社名を使用し、真実は、委託証拠金の名目で顧客から提供を受けた資金を運用してその利益を交付する意思などない上、最終的に顧客が多額の損失を被ったとして同資金の大半を返還しない意図であるのに、その情を秘し、株式会社インタートラストへの投資が安全かつ高利率の投資信託様の資産運用であるかのように装って、その旨うそをいい、現金等を詐取した行為

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　犯行に使用された会社は、大阪市中央区北久宝寺町２丁目１番２号ＮＰＣビル本町７階の株式会社インタートラスト（代表取締役井窪義和）である。

⑵　主な犯行手口は次のとおり。

テレフォンアポインターが高齢者の家などに電話を掛け、被害者に「資金を出せば、月々スワップポイントと称する金銭を受領することができる。」などと申し向ける。次いで、営業担当者（山野伸也、阪本晃行、泉友詞、伊藤雅泰等）が、被害者の自宅を訪問し、被害者に対し、「グローバル・エコノミー　スワップポイント早見表」などと記載されたパンフレットを示しながら、「例えば１００万円を会社に預ければ、月々７８００円のスワップポイントが得られる。」「金や原油、大豆、コーンといった資源に投資する。」などと申し向けて契約の締結を勧誘し、委託証拠金名目で１００万円単位の金銭を要求する。被害者が契約に同意すれば、営業担当者は、被害者をして口座開設申込書等の各種書面に署名させた上、取引に関する約款、「貴金属・エネルギー資源・穀物を原資産とする店頭証拠金差額決済（ＣＦＤ）取引売買報告書及び証拠金残高報告書」と題する書面、「グローバル・エコノミー預り証」と題する書面などを交付する。被告人らは、契約締結後の数か月間、スワップポイントと称する金銭を被害者の預金口座に入金するが、その後、被害者に損失が発生したなどとして契約を一方的に打ち切り、委託証拠金を取り込む。

５　開始決定の時における給付資金の額　金1,416万7,749円

６　支給申請期間　平成24年８月６日から同年10月５日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　大阪地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成23年12月21日

⑶　確定年月日　平成24年１月５日

⑷　被告人氏名　山野　伸也

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、岡田直樹らとともに、株式会社インタートラストの会社名を使用し、委託証拠金名下に金銭を詐取する投資詐欺を行う団体を構成していたものであるが、上記岡田らと共謀の上、上記詐取行為を行うための組織により、平成22年２月11日頃から同年４月中旬頃までの間、大阪市中央区瓦屋町所在の被害者宅ほか１か所を訪れるなどし、被害者２名に対し、真実は、委託証拠金の名目で顧客から提供を受けた資金を運用してその利益を交付する意思などない上、顧客が契約内容を理解していない状態を利用して最終的に顧客が多額の損失を被ったとして同資金の大半を返還しない意図であるのに、その情を秘し、被告人らの会社への投資が安全かつ高利率の資産運用であるかのように装って、その旨うそを言い、被害者らをしてその旨誤信させ、よって、同年２月12日頃から同年４月19日頃までの間、前記被害者方ほか１か所において、被害者らから現金400万円及び小切手３通（額面合計2,100万円）の交付を受け、その利益を前記団体に帰属させ、もって団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財物を交付させたものである。

（罪　名　等）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項第９号違反等

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号

大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3120

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成24年８月６日　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第３号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成23年第１号

２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成24年８月６日

３　終了決定をした理由

資格裁定を受けた者に対して被害回復給付金の支給等を行った結果、給付資金に残余（50円）が生じたものの、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めたため。

４　この公告に関する問い合わせ先

〒100―8903　東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室

電話番号　03―3592―5611（代表）内線4392